		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を(2)に記入してください）	(2)　(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を(4)に記入してください。）	(4)　(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を(6)に記入してください。）	(6)(5)のキの内容	ア．目につきやすいサイトルや手易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
179	179	112	74	91	52	102	118	176	5	21	27	27	1	11	158	2	7	7	80	44	67	1	0	0	8	8	63	0	89	68	1	23
北海道	札幌市	○			○	○	○	○							○				○								○		○	○	○	○
北海道	函館市	○	○	○			○	○			○	市内の国公立小・中学校に通う児童生徒へ就学援助申請書を配布			○				○										○			
北海道	小樽市	○		○			○	○			○	就学時健康診断案内の書類とともに配布			○						○						○		○			
北海道	旭川市	○	○					○			○	小学校入学予定者がいる家庭へ毎年1月に教育委員会から就学援助制度の書類を郵送している。			○						○								○	○		
北海道	室蘭市	○				○	○	○			○	市内関係課と連携を図り、受付窓口や相談員、保護者等からの相談や連絡があった場合は、お知らせ文書の送付や制度の説明等を行っている。			○				○										○			
北海道	釧路市	○	○				○	○		○					○						○						○		○			○
北海道	帯広市	○	○		○		○	○		○	○	就学予定者の体験入学時に就学援助制度の書類を配布 既に認定されている準要保護者に対して、毎年2月中旬頃、次年度の申請書を郵送			○					○							○		○	○		
北海道	北見市	○				○		○							○				○						○	新小学1年生が対象の新入学学用品費の申請書については、申請を希望する者が教育委員会に直接提出	○		○	○		
北海道	夕張市			○				○							○						○											
北海道	岩見沢市	○	○	○			○	○							○						○								○			
北海道	網走市	○	○	○			○	○							○						○								○			
北海道	留萌市	○		○			○	○							○				○						○	小学校入学予定者のうち、入学準備金の入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出						
北海道	苫小牧市	○		○			○	○							○						○								○	○		
北海道	稚内市	○	○		○		○	○							○				○											○		
北海道	美唄市	○	○			○		○			○	就学時健康診断時に保護者へ制度を説明している。					○	「ウ」に該当するが、例外として無収入となった場合や、世帯変更などで収入が大きく下がった場合は、収入が大幅に減少した時点まで遡り、対象期間とする。また、生活保護の廃止による対象者は、生活保護が廃止となった時点まで遡り対象期間とする。		○									○	○		
北海道	芦別市			○			○	○							○						○											
北海道	江別市	○		○			○	○							○						○								○			
北海道	赤平市	○		○		○	○	○							○					○												
北海道	紋別市	○	○				○	○							○				○								○		○	○		○
北海道	士別市	○	○	○	○			○		○					○				○	○	○						○		○	○		
北海道	名寄市	○	○			○	○	○							○				○										○			
北海道	三笠市	○	○			○	○	○							○						○											○
北海道	根室市	○	○	○		○	○	○							○						○								○			
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○	○								○			
北海道	滝川市	○	○		○	○		○							○						○						○		○			
北海道	砂川市	○	○		○	○		○							○						○								○			
北海道	歌志内市		○			○	○	○			○	・新入学児の保護者全員へ制度周知の文書を送付。 ・進級、進学児については、学校を通じて配布。			○					○												
北海道	深川市	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○	○		
北海道	富良野市	○				○	○	○							○				○											○		
北海道	登別市	○	○			○		○							○				○	○									○			

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増え、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
179	179	175	4	0	0	0	0	0	173	4	2	0	0	0	0	1	6	10	44	111	3	56	55	85	34	61	17	17	0	24	28	28	1	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の案内文をともに小学校入学準備金の案内文を送付している。								
北海道	函館市	○							○											○		○	○	○															
北海道	小樽市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断案内の書類とともに配布								
北海道	旭川市	○							○										○			○	○								○	小学校入学者がいる家庭へ毎年1月に教育委員会から就学援助制度の書類を郵送している。								
北海道	室蘭市	○							○										○			○		○															
北海道	釧路市	○							○											○		○	○							○									
北海道	帯広市	○							○										○			○	○		○														
北海道	北見市	○							○										○			○	○							○									
北海道	夕張市	○							○										○												○	就学援助（入学前支給）に関する書類を、入学対象者全員に郵送で配布している。								
北海道	岩見沢市	○							○											○			○	○															
北海道	網走市	○							○											○		○		○															
北海道	留萌市	○							○											○		○		○															
北海道	苫小牧市	○							○											○		○		○				○											
北海道	稚内市	○							○											○			○		○														
北海道	美唄市	○							○											○		○	○			○		○			○	就学時健康診断時に保護者へ制度を説明している。								
北海道	芦別市	○							○											○				○															
北海道	江別市	○							○									○					○						○										
北海道	赤平市	○							○										○					○															
北海道	紋別市	○							○											○			○							○									
北海道	士別市	○							○											○		○	○	○	○														
北海道	名寄市	○							○											○		○	○	○		○													
北海道	三笠市	○							○											○			○			○													
北海道	根室市	○							○											○			○	○															
北海道	千歳市	○							○										○			○	○	○	○	○		○											
北海道	滝川市	○							○											○			○		○														
北海道	砂川市	○							○										○				○	○						○									
北海道	歌志内市	○							○											○			○			○													
北海道	深川市	○							○											○						○													
北海道	富良野市	○							○										○					○															
北海道	登別市	○							○											○		○	○	○				○											

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）(1)のカの内容	＜中学校＞ (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）												＜中学校＞ (5)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6） (5)のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに〇をしてください。							（2） (1)のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
179	179	175	4	0	0	0	0	0	173	4	2	0	0	0	0	1	8	10	43	110	3	0	0	0	0	0	0	47	12	95	2	4	13	6	15
北海道	札幌市	○							○										○									○							
北海道	函館市	○							○											○										○					新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少等があった方については、国民健康保険料の減免や国民年金の全額免除などを受けられる制度があるため、それらの制度で減免等を受けた場合は、認定している。
北海道	小樽市	○							○										○											○						
北海道	旭川市	○							○										○									○								
北海道	室蘭市	○							○										○										○							
北海道	釧路市	○							○											○								○								
北海道	帯広市	○							○										○									○								
北海道	北見市	○							○										○									○								
北海道	夕張市	○							○										○											○						
北海道	岩見沢市	○							○											○										○						
北海道	網走市	○							○											○										○						
北海道	留萌市	○							○											○										○						保護者が国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合、もしくは保護者が国民年金の減免を受けている場合、従前の方法で需要額を算定した上で総合的に判断する。
北海道	苫小牧市	○							○											○														○	令和4年度においては家計急変世帯に対し特別な対応はしていない。
北海道	稚内市	○							○										○												○					
北海道	美唄市	○							○											○										○						前年度の収入により否認定となる場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の激変等、経済的に困窮している世帯が申請した場合は、減少した収入と認定基準額を比較し、収入基準額を下回った期間について、認定対象とする。
北海道	芦別市	○							○											○										○						
北海道	江別市	○							○									○																○	離職による家計急変については判定基準が整備されているが、在職者の会計急変については整備されておらず、具体的な検討には至っていない。
北海道	赤平市	○							○										○											○						
北海道	紋別市	○							○											○								○								
北海道	士別市	○							○											○														○	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対する特別措置はしていない。
北海道	名寄市	○							○											○								○								
北海道	三笠市	○							○											○														○	通常認定と同様
北海道	根室市	○							○											○										○						
北海道	千歳市	○							○										○											○						令和2年度については新型コロナウイルスにより家計が急変した世帯からの相談が多数あったこと、また、全校一斉休校を行ったことにより保護者の就労に影響が出ていたことから、コロナ禍における緊急対応として新たに認定基準を整備し特別措置を行った。 令和3年度以降は新型コロナウイルスによる家計急変世帯等からの相談がないこと、全校一斉休校を行っていなことなどの理由から令和2年度に整備した認定基準は適用していない。 今後については新型コロナウイルスの状況が悪化し、全校一斉休校や家計急変世帯からの相談が多数あった場合には令和2年度同様の特別措置を検討する。
北海道	滝川市	○							○											○										○						
北海道	砂川市	○							○										○											○						
北海道	歌志内市	○							○											○										○						
北海道	深川市	○							○											○									○							
北海道	富良野市	○							○										○														○			
北海道	登別市	○							○											○								○								

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タまたはチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア、反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付状況の悪い者、昼食、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護費の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照している。）（例：生活保護の13倍で額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（6） (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	イ. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	令和3年度
179	179	138	135	129	127	127	133	88	64	115	118	72	67	81	96	105	59	11	1	18	173	1	18	10	83	80	43	31	9	5	5	79	79	
北海道	札幌市	○	○				○								○		○				1.1					○						平成25	4	20%未満
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3			主たる生計維持者が会社都合により失業等した場合は、特例措置により認定基準を緩和している。		○						平成30	4	30%未満
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25	4	30%未満
北海道	旭川市	○	○	○												○					1.32				○		○							25%未満
北海道	室蘭市	○														○					1.3				○		○							20%未満
北海道	釧路市																○				1.2					○						平成25	4	30%未満
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○						平成25	8	20%未満
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.29					○						平成24	12	25%未満
北海道	夕張市															○					1.3					○						平成24	4	15%未満
北海道	岩見沢市															○					1.25					○						平成25	4	15%未満
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○				○	1.3		経済的な理由により学用品費等の購入が困難な者			○						平成25	4	25%未満
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3					○						平成25	4	20%未満
北海道	苫小牧市																○				1.3					○						平成25	4	20%未満
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25	4	15%未満
北海道	美唄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.5		前年度の総収入が生活保護の認定基準額の1.5倍を超過していた場合でも、無収入となった場合、収入が大きく下がった場合や医療費負担の増加などにより世帯状況を考慮することとなった場合、申請者を対象とすることもある。	令和4年度から生活保護基準を令和2年10月の生活保護基準に見直しを行い、規則を制定。令和4年度の認定については、申請を前年度の1月からしていることから、1度、令和3年度の算定方法（平成25年4月1日の生活保護基準の1.2倍）で審査を行い、令和3年度の認定基準で対象外となった世帯については、令和4年度の算定方法（令和2年10月の生活保護基準の1.5倍）で再度審査を行い、対象となった場合は認定とした。	○		○				○（公表値算定の際はア）	新たな認定基準に更新するにあたり、影響が生じないように倍率を1.2から1.5に改正した。			20%未満
北海道	芦別市	○															○				1.3					○						平成25	8	15%未満
北海道	江別市		○	○	○	○				○	○					○					1.2					○						平成25	4	20%未満
北海道	赤平市						○									○					1.5				○		○							30%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成25	4	25%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○		○			○（公表値算定の際はア）	R2生命保険控除を廃止し、勤労控除を適用することで影響を緩和。			15%未満
北海道	名寄市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○						平成24	4	15%未満
北海道	三笠市	○															○				1.3					○						平成25	4	25%未満
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5				○		○							15%未満
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.05					○						平成25	4	15%未満
北海道	滝川市																○				1.3					○						平成29	4	20%未満
北海道	砂川市															○					1.3				○		○							15%未満
北海道	歌志内市																○				1.2					○						平成25	8	30%未満
北海道	深川市																○				1.3				○		○							15%未満
北海道	富良野市															○					1.3					○						平成30	4	25%未満
北海道	登別市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		その他特別な理由のある場合		○		○							25%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額																																									
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									
		（1） 費目毎の援助額																																									(5)補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費									修学旅行費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
179	179	179	4	4	22	22	22	153	153	3	8	179	2	2	21	21	21	157	157	0	3	36	33	33	1	1	1	1	1	3	5	176	144	144	27	27	27	5	5	0	4	150
北海道	札幌市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	38,732								○	○	18,983								
北海道	函館市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	26,328								通学費は、支給対象者がいないため、支給実績がありません。
北海道	小樽市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	31,729								○	○	24,374								
北海道	旭川市	○						○	15,500		通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。	○						○	51,790			○	○	5,600								○	○	22,220								学用品費には通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。
北海道	室蘭市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,909								体育実技用具費実績なし
北海道	釧路市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	6,924								○			○	66,000	20,940				修学旅行費上限額は、釧路市就学援助実施要領や内規により66,000円と定めて以来、上限額を固定して運用している。
北海道	帯広市	○						○	※	○		○						○	54,060			○	○	0						○		○	○	22,139								学用品費：1年生13,224円、2～6年生15,492円（通学費用品費と校外学習費を合わせた額を支給） 体育実技用具費：現物支給 通学費：実績なし。
北海道	北見市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,064								・体育実技用具費：スキー26,500円、スケート11,810円 ・通学費は実績なし ・支給平均額は、令和4年度予算に計上した単価（医療費・給食費は令和3年度実績）
北海道	夕張市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	21,936				医療費について、支給実績なし。
北海道	岩見沢市	○						○	1学年： 11,600円 他学年： 13,880円		他学年は通学用品費にあたる金額も含む	○						○	54,060													○	○	23,397								卒業アルバム代等、医療費、支給実績なし
北海道	網走市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,659								・通学費実績なし ・体育実技用具費について、スキー・スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額を支給 ※R3は現物支給のみ
北海道	留萌市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	24,810								平均支給額については、令和4年度予算に計上した単価を使用。 通学費、医療費は実績なしのため0円
北海道	苫小牧市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							令和3年度実績なし	○	○	21,302								通学費実績なし
北海道	稚内市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,484								通学用品費については、1学年以外に支給。 通学費、生徒会費については対象ではあるが実績なし。 体育実技用具費については、稚内市の生活保護担当部局で定めている金額で支給。 オンライン学習通信費については、令和4年度から支給しているので令和3年度は実績なし。
北海道	美唄市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,547				通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含めて支給している。第一学年は通学用品費の援助を除いているため、他の学年より少額となっている。
北海道	芦別市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,280								校外活動費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費、医療費については、令和3年度の実績なし
北海道	江別市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	24,440								○			○	22,690	20,941				通学用品費については、1年生支給なし
北海道	赤平市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,079								クラブ活動費、生徒会費については実績なし
北海道	紋別市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	53,668					○	○	0								○	○	21,035								通学費及び生徒会費実績なし
北海道	士別市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	19,215								○	○	24,723								・市内小学生にかかる医療費は市で助成しているため無料。 ・クラブ活動費及び生徒会費については保護者負担がないため、支給しない。
北海道	名寄市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,879								
北海道	三笠市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	20,520								○	○	18,990								校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費、医療費については実績がありません。
北海道	根室市	○						○	13,900			○						○	51,060													○	○	30,000								
北海道	千歳市	○						○	1年生 13,230 2年生 15,500			○						○	53,060			○								○		○	○	17,420								通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれる。 通学費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含まれる。 生徒会費実績なし
北海道	滝川市	○			○	11,630	11,040					○			○	51,060	51,060					○	○	0								○	○	21,366								体育実技用具：対象品目の合計が限度額以上であれば限度額まで、以下であれば実費分を支給 修学旅行費：対象費目に対し実費分を実施前と実施後に支給する。実施前に支給した額を超えなかった場合は返金してもらう。 通学費：支給実績なし
北海道	砂川市	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	26,154								【学用品費】1年生11,630円、2～6年生13,900円（途中認定者は月割り）
北海道	歌志内市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	9,880								○	○	30,059								校外活動費（宿泊を伴わないもの）及び医療費については、支給実績なし
北海道	深川市	○						○	12,510			○						○	48,654			○	○	0								○	○	21,116								○学用品費は2～6年の単価を記入（1年単価：10,467円） ○通学用品費は学用品費と合算支給 ○通学費、生徒会費は支給実績なし。 ○医療費は学校病に限り3割支給；支給実績なし
北海道	富良野市	○			○	15,200	14,672					○			○	51,060	51,060	○	56,020		増額											○	○	22,481								
北海道	登別市	○						○	※		1年11,630円、 2～6年13,900円	○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	22,778								通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費、実績なし

都道府県	市町村名	（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									7. その他
		（1） 費目毎の援助額																																								(5)補足事項	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項		
179	179	179	4	4	22	22	22	153	153	3	8	178	2	2	20	20	20	157	157	0	0	37	34	34	1	1	1	1	1	3	3	176	144	144	27	27	27	5	5	0	0	148	2
北海道	札幌市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	47,785								○	○	48,714									
北海道	函館市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	33,153								○	○	40,354								体育実技用具費は，支給対象者がいないため，支給実績がありません。	
北海道	小樽市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	56,142								○	○	56,210									
北海道	旭川市	○						○	27,310		通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。	○						○	57,730			○	○	24,607								○	○	50,000								学用品費には通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。	
北海道	室蘭市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	43,304									
北海道	釧路市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	3,557								○			○	66,000	45,705					体育実技用具費は、各校の実施競技に応じて上限変動。 柔道7,650円　剣道52,900円　スキー38,030円　スケート11,810円 7割程度の中学校が柔道を選択。修学旅行費上限額は、 釧路市就学援助実施要領や内規により66,000円と定めて以来、上限額を固定して運用している。	
北海道	帯広市	○						○	※	○		○						○	60,000			○	○	0						○		○	○	56,762								学用品費:1年生25,032円、2～3年生27,300円（通学費用品費と校外学習費(宿泊を伴わないもの)を合わせた額を支給） 体育実技用具費:現物支給 通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの):実績なし	
北海道	北見市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	57,422								・体育実技用具費:スキー38,030円、スケート11,810、柔道着7,650円 ・通学費は実績なし ・支給平均額は、令和4年度予算に計上した単価（医療費・給食費は令和3年度実績）	
北海道	夕張市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					校外活動費（宿泊を伴わないもの）及び医療費について、支給実績なし。	
北海道	岩見沢市	○						○	1学年：22,720円 他学年：25,000円		他学年は通学用品費にあたる金額も含む	○						○	60,000													○	○	55,291								卒業アルバム代等支給実績なし	
北海道	網走市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	60,445								・通学費実績なし ・体育実技用具費について、スキー・スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額を支給 ※R3実績単価:スキー100円/回、スケート200円/回　平均2～3回程度実施	
北海道	留萌市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	62,000								平均支給額については、令和4年度予算に計上した単価を使用。 通学費、医療費は実績なしのため0円	
北海道	苫小牧市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0							令和3年度実績なし	○	○	58,868								通学費実績なし	
北海道	稚内市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	55,699								通学用品費については、1学年以外に支給。 通学費、生徒会費については対象ではあるが実績なし。 体育実技用具費については、稚内市の生活保護担当部局で定めている金額で支給。 オンライン学習通信費については、令和4年度から支給しているので予算に計上した単価を記入。	
北海道	美唄市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	41,730					通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含めて支給している。第一学年は通学用品費の援助を除いているため、他の学年より少額となっている。	
北海道	芦別市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	52,627								体育実技用具費、オンライン学習通信費については、令和3年度の実績なし	
北海道	江別市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	18,743								○			○	60,910	47,973					通学用品費については、1年生支給なし	
北海道	赤平市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	51,211								校外活動費（宿泊を伴わないもの）については実績なし	
北海道	紋別市	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000					○	○	49,680								○	○	56,580									
北海道	士別市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	56,588								・市内中学生にかかる医療費は市で助成しているため無料。 ・通学費については、支給対象者がいなかったため実績は0円。	
北海道	名寄市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,127									
北海道	三笠市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	49,250								○	○	45,454								郊外活動費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費、医療費については実績なし	
北海道	根室市	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	50,000									
北海道	千歳市	○						○	1年生 25,040 2年生 27,310			○						○	60,000			○								○		○	○	40,468								通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれる。 通学費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含まれる。	
北海道	滝川市	○			○	22,730	21,911					○			○	60,000	60,000					○	○	0								○	○	46,592								体育実技用具: 対象品目の合計が限度額以上であれば限度額まで、以下であれば実費分を支給 修学旅行費: 対象費目に対し実費分を実施前と実施後に支給する。 実施前に支給した額を超えなかった場合は返金してもらう。 通学費:支給実績なし	
北海道	砂川市	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	40,162								【学用品費】1年生22,730円、2～3年生25,000円（途中認定者は月割り）	
北海道	歌志内市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	57,970								通学費及び医療費については、支給実績なし	
北海道	深川市	○						○	22,500			○						○	54,000			○	○	0								○	○	29,155								○学用品費は2～3年の単価を記入（1年は20,457円）　○通学用品費は学用品費と合算支給 ○通学費は支給実績なし ○医療費は学校病に限り3割支給:支給実績なし	
北海道	富良野市	○			○	26,790	25,786					○			○	60,000	60,000	○	69,260													○	○	36,018								「学校生活管理指導表」文書料、対象生徒がいなったため。	
北海道	登別市	○						○	※		1年22,730円、2～3年25,000円	○						○	60,000			○	○	138,600								○	○	42,378								オンライン学習通信費、実績なし	

		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや手易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
北海道	恵庭市	○	○	○				○							○						○										○
北海道	伊達市	○	○		○		○	○							○						○						○		○		
北海道	北広島市	○	○	○		○	○	○							○					○					○	申請を希望する者が、各出張所に提出			○	○		
北海道	石狩市	○	○	○				○							○						○								○		
北海道	北斗市	○	○		○	○	○	○							○										○	継続して就学援助の認定を受けている世帯については学校への提出、その他については教育委員会に提出するよう案内している。			○	○		
北海道	当別町	○	○				○	○		○					○						○								○		
北海道	新篠津村	○		○		○		○							○					○							○					
北海道	松前町					○	○	○							○				○								○		○			
北海道	福島町		○	○		○	○	○						○							○						○					
北海道	知内町			○		○	○	○							○				○										○	○		
北海道	木古内町		○	○		○				○					○				○											○		
北海道	七飯町			○		○		○							○				○								○					
北海道	鹿部町	○				○		○			○	各学校に対して制度を書面で周知			○				○										○	○		
北海道	森町		○	○	○	○	○	○							○				○											○		
北海道	八雲町	○	○		○		○	○							○				○											○		
北海道	長万部町		○			○		○							○				○											○		
北海道	江差町	○		○	○	○		○							○				○													○
北海道	上ノ国町				○	○	○	○							○				○		○											
北海道	厚沢部町	○		○	○	○		○							○				○								○					
北海道	爾志郡乙部町	○				○	○	○							○						○											
北海道	奥尻町			○		○	○	○							○				○											○		
北海道	今金町	○	○			○	○	○									○	認定事由が年度当初より発生している場合はイ、それ以外は認定事由が発生した月から援助			○											○
北海道	せたな町			○			○	○							○				○											○		
北海道	島牧村			○				○							○						○								○			
北海道	寿都町			○		○	○	○							○						○						○		○			
北海道	黒松内町			○	○	○	○	○							○						○						○		○	○		
北海道	蘭越町			○	○	○	○	○							○				○													
北海道	ニセコ町	○			○		○	○								○			○								○		○	○		
北海道	真狩村			○				○							○				○													
北海道	留寿都村	○	○		○	○	○	○							○				○	○							○			○		
北海道	喜茂別町			○			○	○							○						○											
北海道	京極町	○		○	○		○	○		○					○				○													○
北海道	倶知安町			○			○	○							○				○								○			○		
北海道	共和町	○		○			○	○							○						○						○					
北海道	岩内町	○		○		○	○	○							○						○								○	○		
北海道	泊村					○	○	○							○				○	○							○					○
北海道	神恵内村		○				○	○									○	申請締切を設定しているが、転入等に係る随時申請については受け付けている。	○								○					
北海道	積丹町						○	○			○	入学前に新入児童へ周知			○						○									○		
北海道	古平町					○	○	○							○				○													
北海道	仁木町			○	○	○	○	○							○				○								○		○			
北海道	余市町	○		○			○	○							○				○										○			
北海道	赤井川村							○			○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の説明を行っている。		○					○													
北海道	南幌町	○	○	○		○		○							○					○									○			
北海道	奈井江町	○	○	○			○	○							○					○							○					
北海道	上砂川町		○	○	○	○	○	○			○	認定世帯に対し、次年度申請受付開始に合わせて直接案内文書を送付し、更新を呼び掛けている。			○					○							○			○		○
北海道	由仁町			○		○	○	○							○						○									○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っ	イ. 入学前支給を行っ	ウ. 入学前支給を行っ	エ. そもそも新入学学用	オ. そもそも対象者がい	カ. その他（内容を（2）		＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和	イ. 令和4年度（令和	ウ. 令和5年度（令和	エ. 未定	＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入	＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会の	イ. 自治体の広報	ウ. 就学案内の書	エ. 就学時健康診	オ. 学校の入学前	カ. 域内の幼稚園	キ. 域内の小中学	ク. 民生委員やス	ケ. 小学校入学予	コ. その他（内容		＜小学校＞ （7） （4）でア. イ. ウ. エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困	イ. 規則改正などの	ウ. 認定回数が増え	エ. （入学前支給と	オ. その他（内容を	
北海道	恵庭市	○							○										○		○	○	○	○															
北海道	伊達市	○							○									○											○										
北海道	北広島市	○							○								○				○	○	○																
北海道	石狩市	○							○										○			○										○	就学時健康診断の案内書類とともに配布							
北海道	北斗市	○							○											○	○	○			○							○	保護者が北斗市在住で、就学予定の全世帯へ案内を郵送。							
北海道	当別町	○							○											○	○	○			○				○										
北海道	新篠津村	○							○											○					○														
北海道	松前町	○							○										○					○		○													
北海道	福島町	○							○											○			○	○		○													
北海道	知内町	○							○										○													○	対象者へ個別通知（郵送）							
北海道	木古内町	○							○											○			○	○		○													
北海道	七飯町	○							○										○					○															
北海道	鹿部町	○							○											○						○													
北海道	森町	○							○											○				○	○	○		○											
北海道	八雲町	○							○											○		○			○							○							
北海道	長万部町	○							○												○		○			○													
北海道	江差町	○							○											○				○	○			○											
北海道	上ノ国町	○							○										○					○		○													
北海道	厚沢部町	○								○										○					○														
北海道	爾志郡乙部町	○							○										○										○										
北海道	奥尻町	○							○											○							○												
北海道	今金町	○							○											○			○			○													
北海道	せたな町	○							○											○				○			○												
北海道	島牧村	○							○											○				○															
北海道	寿都町	○							○											○					○	○													
北海道	黒松内町	○							○											○				○	○														
北海道	蘭越町	○							○											○				○															
北海道	ニセコ町	○							○									○						○															
北海道	真狩村	○							○											○				○	○														
北海道	留寿都村	○							○											○		○			○	○													
北海道	喜茂別町	○							○											○				○			○												
北海道	京極町	○							○											○					○														
北海道	倶知安町	○							○											○				○															
北海道	共和町	○							○											○				○															
北海道	岩内町	○							○											○		○		○		○						○	就学時健康診断の際に教育委員会から案内を配布							
北海道	泊村	○							○											○						○													
北海道	神恵内村		○							○																													
北海道	積丹町	○							○											○				○					○										
北海道	古平町	○							○											○						○			○										
北海道	仁木町	○							○											○				○		○													
北海道	余市町	○							○											○				○															
北海道	赤井川村	○							○											○								○				○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の説明を行っている。							
北海道	南幌町	○							○											○				○		○													
北海道	奈井江町	○							○											○		○																	
北海道	上砂川町	○							○											○									○										
北海道	由仁町	○							○											○				○	○	○													

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																											（1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							
		ア. 入学前支給を行う	イ. 入学前支給を行う	ウ. 入学前支給を行う	エ. そもそも新入学	オ. そもそも対象者	カ. その他（内容を		ア. 令和3年度	イ. 令和4年度	ウ. 令和5年度	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入	ア. 予算の確保が	イ. 規則改正など	ウ. 認定回数が増	エ. （入学前支給	オ. その他（内容		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
北海道	恵庭市	○							○											○								○							
北海道	伊達市	○							○									○														○		現在、整備されておらず、またそのような相談等もないため、今後相談等があった場合には個々に対応することとしている。
北海道	北広島市	○							○								○											○							
北海道	石狩市	○							○										○										○						
北海道	北斗市	○							○											○										○					
北海道	当別町	○							○											○									○						
北海道	新篠津村	○							○											○											○				
北海道	松前町	○							○										○											○					
北海道	福島町	○							○											○											○				
北海道	知内町	○							○										○									○							
北海道	木古内町	○							○											○								○							
北海道	七飯町	○							○										○									○							
北海道	鹿部町	○							○											○										○					
北海道	森町	○							○											○								○							
北海道	八雲町	○							○											○										○					
北海道	長万部町	○							○												○									○					
北海道	江差町	○							○											○												○			
北海道	上ノ国町	○							○										○											○					
北海道	厚沢部町	○								○										○											○				
北海道	爾志郡乙部町	○							○										○											○					
北海道	奥尻町	○							○											○												○			
北海道	今金町	○							○											○										○					
北海道	せたな町	○							○											○										○					
北海道	島牧村	○							○											○										○					
北海道	寿都町	○							○											○										○					
北海道	黒松内町	○							○											○								○							
北海道	蘭越町	○							○											○								○							
北海道	ニセコ町	○							○									○										○							
北海道	真狩村	○							○											○										○					
北海道	留寿都村	○							○											○								○							
北海道	喜茂別町	○							○											○								○							
北海道	京極町	○							○											○										○					
北海道	倶知安町	○							○											○										○					
北海道	共和町	○							○											○										○					
北海道	岩内町	○							○											○										○					
北海道	泊村	○							○											○										○					
北海道	神恵内村		○							○																				○					現在整備はされていないが、個々の相談に応じて対応することとしている。
北海道	積丹町	○							○											○										○					
北海道	古平町	○							○											○										○					
北海道	仁木町	○							○											○								○							
北海道	余市町	○							○											○									○						
北海道	赤井川村	○							○											○										○					
北海道	南幌町	○							○											○								○							
北海道	奈井江町	○							○											○								○							
北海道	上砂川町	○							○											○														○	準要保護の申請は随時行っている為、新型コロナウイルス感染症対策として新たに認定基準は設けていない。
北海道	由仁町	○							○											○											○				

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										
																										4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応											
																										(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付状況の悪い者、給食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等の減免	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税（所得割）又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	（6） (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他（(3)に内容を記載してください		（4） (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
北海道	恵庭市															○					1.4					○									平成27	4	20%未満
北海道	伊達市															○					1.3					○									令和3	4	20%未満
北海道	北広島市	○															○				1.3					○									平成25	8	25%未満
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.4		「選択肢ソ」についての補足として、生活保護基準の変動に追従する規定にはなっていないところ、暫定的な措置として、当分の間は平成25年度における同基準を適用することしている。			○									平成25	4	20%未満
北海道	北斗市																○				1.3					○									平成25	8	20%未満
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○									平成25	8	20%未満
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○									平成23	4	10%未満
北海道	松前町															○					1.29			「基準根拠」「課税所得等の分類」については、給与収入。	○			○								20%未満
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○					1.3				○		○									20%未満
北海道	知内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		その他特別な事情が考慮されるもの		○		○									15%未満
北海道	木古内町		○	○	○	○											○				1.3				○		○									15%未満
北海道	七飯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○									平成24	12	20%未満
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1.3				○			○								15%未満
北海道	森町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					1.3				○		○									25%未満
北海道	八雲町															○					1.3					○									平成30	4	10%未満
北海道	長万部町															○					1.3					○									平成24	4	10%未満
北海道	江差町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○									平成25	7	20%未満
北海道	上ノ国町																	○			1.1															20%未満
北海道	厚沢部町															○					1.2				○			○								20%未満
北海道	爾志郡乙部町	○						○				○	○	○			○				1				○			○								20%未満
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○				○							10%未満
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1				○		○									10%未満
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1				○			○								20%未満
北海道	島牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○							15%未満
北海道	寿都町															○					1.05				○			○								10%未満
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1															20%未満
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		上記に当てはまらないが経済的に困窮している場合に検討		○		○								15%未満
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		ひとり親世帯や長期にわたる病気療養中の者がいるなど特別の事情がある者については、1.5倍未満	認定に当たっては所得金額のみで一律に判断するものではなく、児童生徒又は入学予定者の日常生活や家庭の諸事情を総合的に判断して認定												20%未満
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3															10%未満
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3															15%未満
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.3				○			○								15%未満
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○									10%未満
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			オについては、減免世帯のみ該当	○		○									20%未満
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○							10%未満
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○				○			○			○				1.2					○								平成24	4	30%未満
北海道	泊村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○			○								25%未満
北海道	神恵内村															○					1.3					○								平成28	4	20%未満
北海道	積丹町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○			PTA会議、学級費等、学校納付金の減免を受けている者で生活状態が特に悪いと認められる者、世帯更生資金の貸付を受けている者													15%未満
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○		○			1.2			特別支援学級の児童・生徒については、係数を2.5倍としている	○			○								30%未満
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3															20%未満
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.1		特に教育長が必要と認める者。	要綱上1．1倍以下の者と規定しているが、1．3倍以下の者についても特に教育長が認める者として認定している。		○									平成25	8	30%未満
北海道	赤井川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.2				○		○									20%未満
北海道	南幌町	○	○	○	○	○	○			○							○				1.3					○								令和2	10	20%未満
北海道	奈井江町															○					1.3					○								平成24	4	20%未満
北海道	上砂川町															○					1.3				○		○									40%未満
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○									15%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		（1） 費目毎の援助額																																								(5)補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
北海道	恵庭市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	17,336								体育実技用具費：スケート授業ありの場合は11,810円支給、スキー授業ありの場合は26,500円支給。（支給平均額：13,919円）
北海道	伊達市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0							実績なし	○	○	20,562								体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通信費、実績なし
北海道	北広島市	○			○	11,630	8,842					○						○	63,100													○	○	20,800								体育実技用具費：小学校1年生、4年生のみ対象 オンライン学習通信費：1世帯あたり一律
北海道	石狩市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,566					
北海道	北斗市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,901								体育実技用具費：スキー等 26,500円 通学用品費：第1学年を除いて支給 医療費：令和3年度の実績なし
北海道	当別町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,950								
北海道	新篠津村	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○	○	0								通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、医療費については、実績なし
北海道	松前町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,000								・支給平均額については、令和4年度予算計上単価としています。 ・学用品費と通学用品費は、学用品通学用品費とした費目にしている。 ・通学費は、遠方の児童はスクールバス（町費）に乗車しているため費目無し。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は、学用品通学用品の費目に含んでいる。
北海道	福島町	○						○	5,848			○						○	51,060													○						○	32,060			
北海道	知内町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	0								修学旅行は実施したが対象者が欠席したため実績なし。校外活動（宿泊を伴わないもの）は実施したが費用が発生しなかった為実績なし。クラブ活動費は該当者がいないため実績なし。児童会費は徴収していないため実績なし。
北海道	木古内町	○						○	11,630			○						○	51,060											○	町で負担	○			○	22,690	22,690					
北海道	七飯町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,257								・給食費：認定者については給食費免除のため実績なし。 【参考】月額3,970円（1食あたり249円） 第2子1/2 第3子全額免除
北海道	鹿部町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	32,400								※1 実績なし（令和3年度） ※2 実績なし（令和3年度） ※3 令和4年度予算計上単価
北海道	森町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	34,258								
北海道	八雲町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,297								校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。
北海道	長万部町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					校外活動費（宿泊を伴わないもの）については支給実績なし。 学校給食費については、4年生（全体の28%）の支給実績。
北海道	江差町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					生徒会費実績なし。 7月まで補食給食を実施しており、8月からは完全給食に移行する。
北海道	上ノ国町	○			○	11,630	11,324					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,690					オンライン学習通信費及び医療費実績なし
北海道	厚沢部町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	28,500								
北海道	爾志郡乙部町	○						○	13,230			○						○	51,060													○	○	38,312								小学校分については、体育実技用具費、校外活動費2種全て実績なし。
北海道	奥尻町	○						○	11,630			○						○	51,060																							体育実技用具費、医療費実績なし。
北海道	今金町	○						○	11,640			○						○	56,020													○			○	26,180	26,180					校外活動費（宿泊を伴わないもの）実績なし
北海道	せたな町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					オンライン学習通信費 実績なし
北海道	島牧村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行費、医療費実績なし。
北海道	寿都町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行費、卒業アルバム代等実績なし。
北海道	黒松内町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,959								校外活動費(宿泊を伴わないもの)実績なし
北海道	蘭越町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,000								
北海道	ニセコ町	○						○	13,900			○						○	51,060													○						○	22,690			学用品費と通学用品費は合わせて単価設定（学用品費に単価記載） クラブ活動費及び生徒会費実績なし。
北海道	真狩村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								(1)における修学旅行費は実績なし (1)における修学旅行費は単費補助金から差引いた額を支給する。
北海道	留寿都村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,733								校外活動費(宿泊を伴うもの)・クラブ活動費・生徒会費・アレルギー証明書作成費実績なし
北海道	喜茂別町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,832								校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、PTA会費実績なし。
北海道	京極町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	28,714								・学用品費は、学用品費 11,630円と通学用品費 2,270円を合算した額になっています。 ・PTA会費は、第一子については 2,020円、第二子以降については 620円を支給している。
北海道	倶知安町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,550								医療費実績なし。
北海道	共和町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,778								オンライン学習通信費 Wi-Fiルーターの貸し出し 医療費 実績なし
北海道	岩内町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	19,766								通学用品費は、学用品費と合わせて支給している 校外活動費（宿泊を伴わないもの）、実績なし
北海道	泊村	○						○	11,100			○						○	19,900													○	○	20,000								・学校給食費は、1年生が48,000円、2～6年生が48,750円。
北海道	神恵内村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	1,350								
北海道	積丹町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行については、対象者なし。 校外活動費（宿泊を伴う・伴わないもの）実績なし。
北海道	古平町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	17,400								通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、オンライン学習通信費、医療費：支給実績なし
北海道	仁木町	○						○	13,900			○			○	51,060	51,060															○	○	23,500								・「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「クラブ活動費」、「生徒会費」及び「医療費」については実績無し ・通学用品費は学用品費と合算して支給
北海道	余市町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	18,617								
北海道	赤井川村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
北海道	南幌町	○						○	13,900		1年生は11,630円 2～5年生は13,900円	○						○	51,060													○	○	20,894								校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は支給実績なし
北海道	奈井江町	○			○	13,900	13,647					○			○	51,060	51,060															○	○	19,856								校外活動費(宿泊を伴うもの)について、支給実績なし。
北海道	上砂川町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	19,500								医療費（歯科治療費）につきましては、令和3年度実績ありません。
北海道	由仁町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,261					校外活動費（宿泊伴うもの）、医療費の実績なし

都道府県	市町村名	（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項	7. その他 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
北海道	恵庭市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	57,939								体育実技用品費：スキー授業ありの場合は38,030円支給、柔道授業ありの場合は3,800円を上限とする額を支給。 （支給平均額：21,433円）	
北海道	伊達市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	99,960								○	○	62,326								体育実技用具費、オンライン学習通信費は実績なし	
北海道	北広島市	○			○	22,730	12,764					○						○	79,500													○	○	55,434								体育実技用具費：中学校1年生のみ対象 オンライン学習通信費：1世帯あたり一律	
北海道	石狩市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	50,203						
北海道	北斗市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	31,609								体育実技用具費：柔道　7,650円、剣道　52,900円、スキー等　38,030円 通学用品費：第1学年を除いて支給 医療費：令和3年度の実績なし	
北海道	当別町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	41,381									
北海道	新篠津村	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0					○	○	66,108								通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、卒業アルバム代等、医療費については、実績なし	
北海道	松前町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,000								・支給平均額については令和4年度予算計上単価としています。 ・学用品費と通学用品費は、学用品通学用品費とした費目にしている。 ・通学費は、遠方の生徒はスクールバス(町営)に乗車しているため費目無し。 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品通学用品の費目に含んでいる。 ・給食費については、1・2年生が年額55,200円、3年生が年額52,800円としている。	
北海道	福島町	○						○	14,938			○						○	60,000													○						○	59,176				
北海道	知内町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	36,192								校外活動（宿泊を伴うもの）はコロナの関係で実施なし。	
北海道	木古内町	○						○	22,730			○						○	60,000											○	町で負担	○			○	60,910	60,910						
北海道	七飯町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	41,149								・給食費：認定者については給食費免除のため実績なし。 【参考】月額3,970円（1食あたり249円）　第2子1/2　第3子全額免除	
北海道	鹿部町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	62,500								※1　実績なし（令和3年度） ※2　実績なし（令和3年度） ※3　令和4年度予算計上単価（1、2年生：58,800円、3年生57,575円）の平均（小数点以下切り捨て）	
北海道	森町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	58,698								体育実技用具費、支給実績なし	
北海道	八雲町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,835								校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。	
北海道	長万部町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	56,644						
北海道	江差町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910						
北海道	上ノ国町	○			○	22,730	20,457					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	55,220						
北海道	厚沢部町	○						○	13,900			○						○	60,000													○	○	136,000									
北海道	爾志郡乙部町	○						○	25,040			○						○	60,000													○	○	70,500								中学校分については、体育実技用具費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）実績なし。	
北海道	奥尻町	○						○	22,730			○						○	60,000																							体育実技用具費、医療費実績なし。	
北海道	今金町	○						○	22,740			○						○	69,260													○			○	62,300	60,910						
北海道	せたな町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	54,768						
北海道	島牧村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	70,000								医療費実績なし。	
北海道	寿都町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	48,000								校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし	
北海道	黒松内町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	74,000								校外活動費(宿泊を伴う・伴わないもの)、オンライン学習通信費実績なし。	
北海道	蘭越町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	54,500								クラブ活動費　実績なし	
北海道	ニセコ町	○						○	25,000			○						○	60,000													○						○	60,910			学用品費と通学用品費は合わせて単価設定（学用品費に単価記載） クラブ活動費実績なし。	
北海道	真狩村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	0								（1）における修学旅行費は実績なし （1）における修学旅行費は単費補助金から差引いた額を支給する。	
北海道	留寿都村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,607								クラブ活動費・生徒会費・アレルギー証明書作成費実績なし	
北海道	喜茂別町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,910								校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、生徒会費実績なし。	
北海道	京極町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	55,500								・学用品費は、学用品費 22,730円と通学用品費 2,270円を合算した額になっています。 ・PTA会費は、第一子については 2,400円、第二子以降については 800円を支給している。 ・校外活動費は、実績なし。	
北海道	倶知安町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	51,101								医療費実績なし。	
北海道	共和町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	72,000								オンライン学習通信費　Wi-Fiルーターの貸し出し 医療費　実績なし	
北海道	岩内町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	71,528								通学用品費は学用品費と合わせて支給している	
北海道	泊村	○						○	21,700			○						○	22,900													○	○	70,000								・学校給食費は、1・2年生が58,500円、3年生が55,500円。	
北海道	神恵内村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	8,500									
北海道	積丹町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	0								修学旅行については、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施のため　0円 校外活動費（宿泊を伴う・伴わないもの）実績なし。	
北海道	古平町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	34,500								通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、 オンライン学習通信費、医療費：支給実績なし	
北海道	仁木町	○						○	25,000			○			○	60,000	60,000					○	○	20,200								○	○	64,708								・「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」及び「医療費」については実績無し ・通学用品費は学用品費と合算して支給	
北海道	余市町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	73,633									
北海道	赤井川村	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910				
北海道	南幌町	○						○	25,000		1年生は22,730円 2～3年生は25,000円	○						○	60,000													○	○	51,099								校外活動費(宿泊を伴うもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし	
北海道	奈井江町	○			○	25,000	21,119					○			○	60,000	60,000															○	○	0								修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)について、支給実績なし。	
北海道	上砂川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	95,521								医療費（歯科治療費）につきましては、令和3年度実績ありません。	
北海道	由仁町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	43,883						

Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他(内容を(2)に記入してください)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月に援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他(内容を(4)に記入してください。)		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他(内容を(6)に記入してください。)		ア. 目につきやすいタイトルや手易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
北海道	長沼町	○					○	○			○	就学時健康診断の案内とともに就学援助制度の書類を教育委員会から配布			○				○										○				
北海道	栗山町	○	○				○	○			○	就学時健康診断案内の書類とともに配付。			○					○									○				
北海道	月形町							○			○	入学前支給の通知を別に郵送		○							○											○
北海道	浦臼町	○		○				○							○						○						○		○			
北海道	新十津川町			○			○	○							○				○										○	○		
北海道	雨竜郡妹背牛町		○		○	○	○	○							○						○						○					
北海道	秩父別町	○				○	○	○							○					○										○		
北海道	雨竜町	○				○	○	○						○						○							○			○		
北海道	北竜町			○		○		○						○						○												○
北海道	沼田町			○				○						○						○												○
北海道	鷹栖町	○	○		○	○	○	○							○						○								○			
北海道	東神楽町	○		○		○		○							○						○						○		○	○		
北海道	当麻町			○		○		○							○						○						○					
北海道	比布町			○		○		○		○					○					○										○		
北海道	愛別町			○		○		○			○	愛別町のホームページに制度を掲載			○				○											○		
北海道	上川町		○	○	○	○		○								○					○								○	○		
北海道	東川町					○	○	○							○				○										○	○		
北海道	上川郡美瑛町	○			○			○							○											○	要保護者は全員、準要保護者は希望者が教育委員会に提出している。			○			
北海道	上富良野町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○		○	○		
北海道	中富良野町	○		○	○	○	○	○							○						○						○		○	○		
北海道	南富良野町							○		○				○					○													
北海道	占冠村	○		○		○	○	○							○				○													
北海道	和寒町	○	○	○		○		○							○				○	○							○		○			
北海道	剣淵町	○	○	○			○	○									○	随時申請を受け付けており、認定の条件に当てはまった日に遡って援助する。(児童扶養手当等の認定日)		○												
北海道	下川町			○			○	○							○				○								○					
北海道	美深町	○	○			○		○							○					○							○		○			
北海道	音威子府村			○			○	○							○				○													
北海道	中川町			○			○	○			○	各学校に対して制度を書面で周知			○					○												○
北海道	幌加内町					○		○							○				○													○
北海道	増毛町			○		○	○	○							○				○								○					
北海道	小平町	○		○		○	○	○							○				○							○	原則、学校長を通して提出されるが、入学前支給を希望する者に限り、直接教育委員会へ提出	○					
北海道	苫前町	○					○	○		○					○				○	○	○											
北海道	羽幌町	○		○				○			○	関係部署等(世帯状況変更の届出時、税金納付や生活福祉資金貸付など)に相談者が来た際に就学援助周知文の配布を依頼。			○				○										○	○		○
北海道	初山別村				○	○	○	○		○				○							○						○					
北海道	遠別町						○	○	○	○					○						○											
北海道	天塩町	○		○	○	○	○	○	○						○				○								○					
北海道	猿払村				○		○	○							○				○										○			
北海道	浜頓別町						○	○			○	小学校就学前に入学前支給の案内通知を教育委員会から保護者宛に通知している			○				○										○			
北海道	中頓別町					○		○							○						○								○	○		
北海道	枝幸町	○					○	○									○	年度当初の締め切りを過ぎた場合でも、随時申請を受け付けており、認定されれば年度内で事由が生じた日まで遡り援助。	○										○	○		
北海道	豊富町		○			○	○	○							○						○									○		
北海道	礼文町			○				○						○								○					○					
北海道	利尻町				○	○		○					○						○								○					
北海道	利尻富士町	○						○		○							○	基本的に期限を設定し、期間内の申請を受け付けているが、年の途中で新たに援助が必要になった者、転入児童生徒についての申請手続きはその都度行われる							○	希望者が学校へ提出し、学校は提出された申請書を集約し、委員会へ提出						○
北海道	幌延町	○		○		○		○							○				○											○		
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○		○			
北海道	津別町	○		○	○	○	○	○							○				○										○			

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について								＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）												＜小学校＞ （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容			ア．予算の確保が困	イ．規則改正などの	ウ．認定回数が増え	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
北海道	長沼町	○							○										○											○	就学時健康診断の案内とともに就学援助制度の書類を教育委員会から配布							
北海道	栗山町	○							○									○												○	就学時健康診断案内の書類とともに配付。							
北海道	月形町	○							○											○										○	入学前のお子さんのいるご家庭へ案内を送付している。							
北海道	浦臼町	○							○											○		○		○																
北海道	新十津川町	○							○										○					○																
北海道	雨竜郡妹背牛町	○							○											○							○	○												
北海道	秩父別町	○							○											○		○				○														
北海道	雨竜町	○							○								○								○	○		○												
北海道	北竜町	○							○												○			○		○														
北海道	沼田町	○							○											○				○																
北海道	鷹栖町	○							○									○							○	○														
北海道	東神楽町	○							○										○					○																
北海道	当麻町	○							○											○				○		○														
北海道	比布町	○							○											○				○		○														
北海道	愛別町	○							○											○		○		○						○	愛別町のホームページに制度を掲載							
北海道	上川町	○							○										○						○														
北海道	東川町	○							○											○						○														
北海道	上川郡美瑛町	○							○										○											○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配付							
北海道	上富良野町	○							○										○					○	○														
北海道	中富良野町	○							○										○			○		○	○	○														
北海道	南富良野町	○							○											○							○													
北海道	占冠村	○							○											○						○	○													
北海道	和寒町	○							○											○						○														
北海道	剣淵町	○							○											○			○	○																
北海道	下川町	○							○											○							○													
北海道	美深町	○							○											○		○	○			○				○										
北海道	音威子府村	○							○											○							○													
北海道	中川町	○							○											○				○																
北海道	幌加内町	○							○											○				○																
北海道	増毛町	○							○											○						○		○												
北海道	小平町	○							○											○				○																
北海道	苫前町	○							○											○									○											
北海道	羽幌町	○							○										○					○																
北海道	初山別村		○							○																														
北海道	遠別町		○									○																												
北海道	天塩町	○							○											○				○		○														
北海道	猿払村	○							○							○									○							①就学児検診知能検査時 ②10月末迄 ③11月							
北海道	浜頓別町	○							○											○										○	個人宛通知							
北海道	中頓別町	○							○											○				○		○														
北海道	枝幸町	○							○										○			○	○	○																
北海道	豊富町	○							○											○						○	○	○												
北海道	礼文町	○							○											○				○																
北海道	利尻町	○							○											○							○													
北海道	利尻富士町		○									○																												
北海道	幌延町	○							○											○		○		○		○														
北海道	美幌町	○							○											○			○	○		○														
北海道	津別町	○							○											○		○		○	○	○														

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに〇をしてください。							
		ア. 入学前支給を行う	イ. 入学前支給を行う	ウ. 入学前支給を行う	エ. そもそも新入学	オ. そもそも対象者	カ. その他（内容を		ア. 令和3年度	イ. 令和4年度	ウ. 令和5年度	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入	ア. 予算の確保が	イ. 規則改正など	ウ. 認定回数が増	エ. （入学前支給	オ. その他（内容		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
北海道	長沼町	〇							〇								〇													〇						
北海道	栗山町	〇							〇									〇									〇									
北海道	月形町	〇							〇											〇									〇							
北海道	浦臼町	〇							〇											〇									〇							
北海道	新十津川町	〇							〇										〇													〇				
北海道	雨竜郡妹背牛町	〇							〇											〇									〇							
北海道	秩父別町	〇							〇											〇												〇				
北海道	雨竜町	〇							〇								〇															〇				
北海道	北竜町	〇							〇												〇								〇							
北海道	沼田町	〇							〇											〇									〇							
北海道	鷹栖町	〇							〇									〇									〇									
北海道	東神楽町	〇							〇										〇									〇								
北海道	当麻町	〇							〇											〇									〇							
北海道	比布町	〇							〇											〇							〇									
北海道	愛別町	〇							〇											〇							〇									
北海道	上川町	〇							〇										〇										〇							
北海道	東川町	〇							〇											〇									〇							
北海道	上川郡美瑛町	〇							〇										〇								〇									
北海道	上富良野町	〇							〇										〇										〇							
北海道	中富良野町	〇							〇										〇												〇					
北海道	南富良野町	〇							〇											〇									〇							
北海道	占冠村	〇							〇											〇								〇								
北海道	和寒町	〇							〇											〇									〇							
北海道	剣淵町	〇							〇											〇									〇							経済状況等を見て、特に援助が必要であると教育長が認めた場合
北海道	下川町	〇							〇											〇									〇							
北海道	美深町	〇							〇											〇									〇							
北海道	音威子府村	〇							〇											〇												〇				
北海道	中川町	〇							〇											〇							〇									
北海道	幌加内町	〇							〇											〇									〇							
北海道	増毛町	〇							〇											〇									〇							
北海道	小平町	〇							〇											〇									〇							
北海道	苫前町	〇							〇											〇									〇							規程により「生活状態を勘案し教育委員会が適当と判断する者」と定めており、柔軟に対応することとしている。
北海道	羽幌町	〇							〇										〇										〇							
北海道	初山別村		〇							〇																			〇							
北海道	遠別町		〇								〇																〇									
北海道	天塩町	〇							〇											〇									〇							
北海道	猿払村	〇							〇							〇																〇				
北海道	浜頓別町	〇							〇											〇							〇									
北海道	中頓別町	〇							〇											〇									〇							
北海道	枝幸町	〇							〇										〇										〇							
北海道	豊富町	〇							〇											〇									〇							
北海道	礼文町	〇							〇											〇									〇							
北海道	利尻町	〇							〇											〇							〇									
北海道	利尻富士町		〇								〇																〇									
北海道	幌延町	〇							〇											〇									〇							
北海道	美幌町	〇							〇											〇									〇							
北海道	津別町	〇							〇											〇									〇							

	4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																														5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応											
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ. 個人事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由している者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他（(3)に内容を記載してください	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																										(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。										
北海道	長沼町															○					1.3						○								平成24	4	20%未満
北海道	栗山町	○	○	○	○	○	○		○	○						○					1.3					○			○							30%未満
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○		○	○					○		○				1.3					○		○								20%未満
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○			○							25%未満
北海道	新十津川町																○				1.3						○								平成25	4	20%未満
北海道	雨竜郡妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○				1.3					○			○							15%未満
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○					○		○		○					1.3					○			○							10%未満
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○			○							5%未満
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○					1.3					○		○								5%未満
北海道	沼田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.35					○			○							10%未満
北海道	鷹栖町	○	○													○				○	1.2		児童生徒の在籍する学校の校長の意見により、教育委員会が調査の上、特別な事情があると認める者				○							平成24	4	25%未満
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.265		病気・事故・災害などにより学校の学習に必要な費用の負担が困難な方				○							令和3	10	20%未満
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○		○								25%未満
北海道	比布町	○	○	○	○	○	○						○	○			○				1.3					○				○						15%未満
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.2						○									10%未満
北海道	上川町															○					1.3					○		○								15%未満
北海道	東川町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1					○			○							20%未満
北海道	上川郡美瑛町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.2					○		○								10%未満
北海道	上富良野町															○					1.2						○								平成25	12	15%未満
北海道	中富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3					○			○							20%未満
北海道	南富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○				○						15%未満
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○		○								10%未満
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○		○								15%未満
北海道	剣淵町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		特に援助が必要であると教育長が認めた場合				○									10%未満
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○					1.3						○							平成25	8	10%未満
北海道	美深町																			○			児童生徒の保護者が、下記（7）補足事項のいずれかに該当する者で教育委員会が定めた基準（収入額が生活保護基準以下）以内の者	①生活保護が停止若しくは廃止を受けた者 ②町民税の非課税若しくは減免を受けた者 ③個人事業税又は固定資産税が減免若しくは免除を受けた者 ④国民年金又は国民健康保険料（税）の減免若しくは徴収猶予を受けた者 ⑤児童扶養手当の支給を受けた者 ⑥生活福祉資金の貸付を受けた者 ⑦その他経済的理由により就学費用の負担が困難である者											10%未満
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○			○							20%未満
北海道	中川町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.3						○							平成29	12	10%未満
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○		○				○（公表値算定の際はア）	認定結果に変動がある場合は、「経済的に困窮している者」で、対応をしている。			20%未満
北海道	増毛町	○														○					1.3					○		○								10%未満
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○			○							10%未満
北海道	苫前町		○				○									○					1.3					○			○							15%未満
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1						○							平成24	4	15%未満
北海道	初山別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3					○			○							5%未満
北海道	遠別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						15%未満
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○		○								10%未満
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3						○							平成30	10	5%未満
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		委員会が特に必要と認める者			○			○							10%未満
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○			○							10%未満
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3						○							平成25	4	15%未満
北海道	豊富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3															20%未満
北海道	礼文町															○					1					○		○								5%未満
北海道	利尻町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.3															5%未満
北海道	利尻富士町	○	○	○			○									○				○	1.4		・保護者（または家族）の失業 ・学校が児童生徒の生活状況や家庭の諸事情の調査により準要保護が必要と認めるとき ・本人から、経済的理由により生活が困窮していると申し出があるとき				○							平成30	4	5%未満
北海道	幌延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3					○			○							15%未満
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3						○							平成24	4	15%未満
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3						○							平成25	4	20%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
北海道	長沼町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	18,842								医療費について、支給実績なし。
北海道	栗山町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,898				クラブ活動費、生徒会費については、制度は存在するが実績がないため0円とした。
北海道	月形町	○						○	5,815			○						○	25,530			○	○	0								○			○	22,690	7,533				支給実績無し費目（実費）：体育実技用具費、通学費、医療費　支給実績無し費目（実費の2分の1）：校外活動費（宿泊無）、校外活動費（宿泊有）、クラブ活動費、生徒会費　支給実績有り（実費2分の1）：PTA会費、学校給食費
北海道	浦臼町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,638								（1）以外の援助費目：拡大教材費・・・基準額を上限に実費の1/2（ページ数×1ページ当たり単価（限度額42円）×1/2により算出） 校外活動費（宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費、生徒会費、医療費、拡大教材費については実績無し
北海道	新十津川町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	6,396								○	○	19,792								校外活動費(宿泊を伴うもの)について、支給実績なし。
北海道	雨竜郡妹背牛町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	28,800								通学用品費、通学費、校外学習費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費は実績なし
北海道	秩父別町	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	22,690			医療費、支給実績なし
北海道	雨竜町	○				○	11,630	11,630				○			○	54,060	54,060					○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,690				
北海道	北竜町	○				○	11,630	11,630				○			○	54,060	0					○	○	0								○	○	27,574								体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学費は実績なし。 学校給食費は、無償化している。
北海道	沼田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	29,873								校外活動費(宿泊を伴うもの)、支給実績なし
北海道	鷹栖町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,512								医療費：実績なし
北海道	東神楽町	○						○	11,630			○						○	51,060			○						○	18,000			○	○	20,108								
北海道	当麻町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,000								学校給食費に関しては、直接保護者へ支出ではなく、年度末で確定した段階で、一般会計から学校給食費へ会計間の支出を行っている
北海道	比布町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	30,000								全項目実績あり
北海道	愛別町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	13,087								通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通品費、医療費実績なし
北海道	上川町	○				○	11,630	11,630				○			○	51,060	51,060															○	○	24,300								体育実技用具費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費・学校給食費の実績なし
北海道	東川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,496				医療費の支給実績なし
北海道	上川郡美瑛町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,797								・校外活動費（宿泊を伴わないもの）：実績なし。 ・医療費：対象児童がいないため ・給食費：無償化しているため。
北海道	上富良野町	○				○	13,900	12,939				○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	22,690				校外活動費、クラブ活動費、生徒会費実績なし
北海道	中富良野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,000								・医療費・校外活動費（宿泊なし）・クラブ活動費実績なし。 ・令和4年度より新たな費目日本スポーツ振興センターによる災害給付金制度の【共済掛金】を設定、支給平均額は令和4年度予算に計上した単価を記載
北海道	南富良野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			オンライン学習通信費、医療費については実績なし
北海道	占冠村	○	○	11,630								○	○	0								○	○	0								○	○	0								学用品費、PTA会費以外の項目については、実績なし
北海道	和寒町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,843								
北海道	剣淵町	○	○	6,858								○						○	25,530													○	○	22,970								卒業アルバム代等　R4予算単価 医療費　実績なし
北海道	下川町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	25,102								医療費ついては実績なし
北海道	美深町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,206								クラブ活動費、生徒会費については実績なし
北海道	音威子府村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	0				実績なし	修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通信費、医療費実績なし
北海道	中川町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	0							実績なし	修学旅行費実績なし
北海道	幌加内町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,690								医療費の実績なし
北海道	増毛町	○				○	11,630	11,508				○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	19,300				医療費は実績なし。
北海道	小平町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	0								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費は実績なし。
北海道	苫前町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	25,314								通学費、校外活動費（宿泊を伴わない）、クラブ活動費、生徒会費、医療費については実績なし
北海道	羽幌町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,851								クラブ活動費：実績なし。 医療費：実績なし。 学校給食費：学校給食費の公会計化に伴い、条例及び施行規則に基づき免除。
北海道	初山別村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	0				修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費は実績なし。
北海道	遠別町	○				○	11,630	11,098				○			○	51,060	51,060															○	○	27,000								医療費、学校給食費：実績なし
北海道	天塩町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	0								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。
北海道	猿払村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	0				実績なし	体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、生徒会費、卒業アルバム代等、医療費
北海道	浜頓別町	○						○	14,275			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費については、実績なし
北海道	中頓別町	○						○	13,900			○						○	65,690													○	○	23,005								
北海道	枝幸町	○						○	※		1学年のみ11,630円。 他の学年は13,900円。	○						○	51,060													○	○	19,239								クラブ活動費、生徒会費は実績が無いため支給平均額0円。
北海道	豊富町	○						○	※		1年生は13,230円、 2～6年生は15,500円	○						○	51,060													○			○	22,690	21,750				「学用品」の金額について、「学用品」「通学用品費」「校外学習費(宿泊を伴わないもの)」の上限を合計した額を支給。
北海道	礼文町	○						○	11,630			○						○	54,060																							
北海道	利尻町	○	○	12,486								○	○	60,000																		○	○	5,838								・対象者一名、途中で認定となったため学用品費15,000円→12,486円、学校給食費45,360円→36,540円となる。 ・体育実技用具費は実績がなかったため0円と記載。 ・新入学児童生徒学用品費等は、小学校6年生（翌年中学校1年生）対象者がいたため支給。 ・修学旅行費は対象者がいたため支給。
北海道	利尻富士町	○						○	1年：11100　2年～6年：13270			○						○	19,900																							
北海道	幌延町	○				○	11,630	11,630				○			○	51,060	0				R3実績無し										○	○	22,500								新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費については、実績なし
北海道	美幌町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	21,689								オンライン学習通信費及び医療費実績なし 通学用品費：年額2,270円を学用品費と併せて月割で支給
北海道	津別町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	22,521								通学費、校外学習費（宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費、生徒会費、医療費は実績なし

都道府県	市町村名	(2) 中学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額） (1) 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項	7. その他 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
北海道	長沼町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	50,343								医療費について、支給実績なし。	
北海道	栗山町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	44,741				校外活動費（宿泊を伴うもの）はコロナウイルスのため実施できず、実施した場合は実費支給する。 医療費については、制度は存在するが実績がないため0円とした。	
北海道	月形町	○						○	11,365			○						○	30,000			○	○	0								○			○	60,910	17,391				支給実績無し費目（実費）：通学費、医療費 支給実績無し費目（実費の2分の1）：校外活動費（宿泊無） 支給実績有り（実費2分の1）：校外活動費（宿泊有）、クラブ活動費、生徒会費　PTA会費、学校給食費	
北海道	浦臼町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	54,294								（1）以外の援助費目：拡大教材費・・・基準額を上限に実費の1/2（ページ数×1ページ当たり単価（限度額42円）×1/2により算出）　校外活動費（宿泊を伴わないもの）、医療費、拡大教材費については実績無し	
北海道	新十津川町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	74,000								通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)について、支給実績なし。	
北海道	雨竜郡妹背牛町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,000								体育実技用具費はカーリング授業を実施しており、お金がかからないことから支出していない 校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし、オンライン学習通信費は実績なし 学校給食費は全世帯無償化のため実績なし	
北海道	秩父別町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910		医療費、支給実績なし	
北海道	雨竜町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000					○	○	0						実績なし	○			○	60,910	60,910				通学用品費、通学費、校外学習費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費は実績なし	
北海道	北竜町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	0					○	○	0								○	○	0								体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学費、修学旅行費は実績なし。 学校給食費は、無償化している。	
北海道	沼田町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	48,000									
北海道	鷹栖町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	40,000								医療費：実績なし	
北海道	東神楽町	○						○	22,730			○						○	73,420			○							○	36,000		○	○	58,000									
北海道	当麻町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,000								学校給食費に関しては、直接保護者へ支出ではなく、年度末で確定した段階で、 一般会計から学校給食費へ会計間の支出を行っている	
北海道	比布町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,000								全項目実績あり	
北海道	愛別町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	40,098								通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通品費、医療費実績なし	
北海道	上川町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	60,000								体育実技用具費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)・クラブ活動費・生徒会費・ PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費・学校給食費の実績なし	
北海道	東川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	54,012				校外活動費(宿泊を伴わないもの)・医療費の支給実績なし	
北海道	上川郡美瑛町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	55,154								・校外活動費（宿泊を伴わないもの）：実績なし　・校外活動費（宿泊を伴うもの）：他事業で支給しているため。 ・医療費：対象生徒がいないため　・給食費：無償化しているため	
北海道	上富良野町	○			○	25,000	23,225					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910				校外活動費、医療費実績なし	
北海道	中富良野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	51,572								・医療費・校外活動費（宿泊なし）実績なし ・令和4年度より新たな費目日本スポーツ振興センターによる災害給付金制度の【共済掛金】を設定、支給平均額は令和4年度予算に計上した単価を記載	
北海道	南富良野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910		オンライン学習通信費、医療費については実績なし	
北海道	占冠村	○	○	22,730								○	○	60,000								○	○	0								○	○	61,808								修学旅行費、校外活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費実績なし	
北海道	和寒町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	53,700									
北海道	剣淵町	○	○	7,390								○						○	60,000													○	○	22,970								校外活動費（宿泊を伴うもの）　R4予算単価 医療費　実績なし	
北海道	下川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,000								医療費については実績なし	
北海道	美深町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,112								費目設定している部分については、全項目実績あり	
北海道	音威子府村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	0				就学援助申請者なし	
北海道	中川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	50,000								校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし	
北海道	幌加内町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,910								医療費の実績なし	
北海道	増毛町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910				医療費は実績なし。	
北海道	小平町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,000								校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。	
北海道	苫前町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	80,921								通学費、校外活動費（宿泊を伴わない）、医療費については実績なし	
北海道	羽幌町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,764								医療費：実績なし。 学校給食費：学校給食費の公会計化に伴い、条例及び施行規則に基づき免除。	
北海道	初山別村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	0				体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費は実績なし。	
北海道	遠別町	○			○	22,730	22,493					○			○	60,000	60,000															○	○	71,000								医療費、学校給食費：実績なし	
北海道	天塩町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	70,867								校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。	
北海道	猿払村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	61,910				体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費	
北海道	浜頓別町	○						○	26,990			○						○	60,000													○	○	66,002								医療費については、実績なし	
北海道	中頓別町	○						○	25,000			○						○	82,730													○	○	87,132									
北海道	枝幸町	○						○	※		1学年のみ22,730円、 他の学年は25,000円。	○						○	60,000													○	○	48,266									
北海道	豊富町	○						○	※		1年生は25,040円、2～3年生は27,310円	○						○	60,000													○			○	60,910	46,436				「学用品」の金額について。「学用品」「通学用品費」「校外学習費(宿泊を伴わないもの)」の上限を合計した額を支給。	
北海道	礼文町	○						○	22,730			○						○	60,000																								
北海道	利尻町	○	○	27,310																												○	○	13,937								新入学児童生徒学用品費については、年度末支給にしているため 小学校6年生時に支給しているので、中学校での支給はない。 体育実技用具費は実績がなかったため0円と記載	
北海道	利尻富士町	○						○	1年：21700 2～3年：23870			○						○	22,900																								
北海道	幌延町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	27,142								体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし	
北海道	美幌町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	58,149								オンライン学習通信費及び医療費実績なし 通学用品費：年額2,270円を学用品費と併せて月割で支給	
北海道	津別町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	64,605								通学費、医療費実績なし	

Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										(2)　(1)のコの内容	(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を(2)に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を(4)に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を(6)に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや手易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
北海道	斜里町	○	○	○			○	○							○					○							○		○			
北海道	清里町	○	○			○	○	○							○					○												
北海道	小清水町	○	○	○		○		○							○					○										○		
北海道	訓子府町		○					○			○	小学1～6年生及び中学1～2年生に配布する毎年12月にあわせて、就学前(小学新1年生)にも配布している。			○				○								○		○			
北海道	置戸町	○	○			○	○	○			○	1月頃に学校を通じて保護者へ周知			○				○								○					
北海道	佐呂間町	○		○	○	○	○	○	○						○				○													○
北海道	遠軽町	○			○		○	○							○				○										○			
北海道	湧別町		○		○			○							○				○								○					
北海道	滝上町	○	○				○	○							○					○							○					
北海道	興部町				○			○							○				○										○	○		
北海道	西興部村	○			○			○							○				○													○
北海道	雄武町	○			○	○	○	○		○					○				○						○	新入学予定者については、教育委員会に提出			○			
北海道	大空町							○		○					○						○											
北海道	豊浦町	○					○	○			○	町立小学校入学予定者には個別で案内を郵送している。			○					○							○					
北海道	壮瞥町					○	○	○							○						○						○		○			
北海道	白老郡白老町	○		○		○	○	○							○				○								○			○		
北海道	厚真町	○	○	○			○	○	○						○				○								○					
北海道	洞爺湖町	○				○	○	○							○						○								○	○		
北海道	安平町	○		○		○	○	○							○				○										○	○		
北海道	むかわ町	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○			
北海道	日高町				○	○	○	○							○				○										○	○		
北海道	平取町				○	○	○	○							○				○								○		○			
北海道	新冠町	○		○	○	○	○	○						○							○								○			
北海道	浦河町	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○	○		
北海道	様似町									○					○				○													○
北海道	えりも町						○	○							○				○											○		
北海道	新ひだか町	○			○	○	○	○							○				○								○		○	○		
北海道	音更町	○	○							○					○					○									○	○		○
北海道	士幌町	○			○			○							○					○									○			
北海道	上士幌町	○	○			○		○							○					○									○	○		
北海道	鹿追町	○			○			○							○						○								○	○		
北海道	新得町	○		○		○		○							○					○							○		○			
北海道	清水町		○	○		○		○							○						○									○		
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○	○							○					○									○	○		
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○		○					○					○							○		○	○		
北海道	更別村				○	○		○		○					○					○							○					
北海道	大樹町	○				○		○	○		○	就学時健康診断の結果通知とともに送付			○						○									○		
北海道	広尾町	○	○				○	○			○	各家庭に送付する就学時健康診断結果に申請案内を同封			○				○											○		
北海道	幕別町	○	○			○	○	○							○				○	○	○								○			
北海道	池田町	○	○	○				○							○					○							○					
北海道	豊頃町		○					○		○	○	就学時健康診断時に教育委員会で保護者へ書類を配布			○					○												○
北海道	本別町	○	○	○		○	○	○		○					○					○							○		○	○		
北海道	足寄町	○		○			○	○							○				○		○								○			
北海道	陸別町	○		○			○	○							○					○										○		
北海道	浦幌町	○	○			○	○	○			○	児童扶養手当等の申請があった場合、就学援助制度について個別に周知		○					○											○		
北海道	弟子屈町	○		○		○	○	○									○	申請締切は設定しているが、やむを得ない事情等の場合は期限後の申請も受け付けており、年度当初分から援助をしている	○										○			
北海道	釧路町	○	○				○	○		○	○	就学援助を周知するためのCMを作成し、それを町の公式YouTube内で流している。			○					○									○	○		
北海道	厚岸町	○	○	○			○	○							○					○							○		○	○		
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○			○		
北海道	標茶町	○					○	○			○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布			○				○	○	○											
北海道	鶴居村					○	○	○							○						○								○			
北海道	白糠町	○		○				○							○						○								○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っ	イ. 入学前支給を行っ	ウ. 入学前支給を行っ	エ. そもそも新入学学用	オ. そもそも対象者がい	カ. その他（内容を（2）		＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和	イ. 令和4年度（令和	ウ. 令和5年度（令和	エ. 未定	＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入	＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会の	イ. 自治体の広報	ウ. 就学案内の書	エ. 就学時健康診	オ. 学校の入学前	カ. 域内の幼稚園	キ. 域内の小中学	ク. 民生委員やス	ケ. 小学校入学予	コ. その他（内容		＜小学校＞ （7）（4）でア. イ. ウ. エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困	イ. 規則改正などの	ウ. 認定回数が増え	エ. （入学前支給と	オ. その他（内容を	
北海道	斜里町	○							○									○			○	○	○																
北海道	清里町	○							○										○										○										
北海道	小清水町	○							○										○		○	○	○		○		○												
北海道	訓子府町	○							○									○				○				○													
北海道	置戸町	○								○								○				○	○																
北海道	佐呂間町	○							○							○					○			○														
北海道	遠軽町	○							○							○					○			○								○	就学児健康診断の実施通知に案内文書を同封している。							
北海道	湧別町	○							○										○				○																
北海道	滝上町	○							○										○			○				○													
北海道	興部町	○							○								○							○															
北海道	西興部村	○							○									○														○	入学者数が少ないため事前に対象者を把握し、対象者のみに就学時健康診断の際に配布している。							
北海道	雄武町	○							○									○			○							○										
北海道	大空町	○							○									○										○											
北海道	豊浦町	○							○										○													○	教育委員会から対象者へ郵送により配布							
北海道	壮瞥町	○							○										○						○			○										
北海道	白老郡白老町	○							○									○			○		○	○	○														
北海道	厚真町	○							○										○		○	○	○			○													
北海道	洞爺湖町	○							○										○							○													
北海道	安平町	○							○										○				○																
北海道	むかわ町	○							○										○		○		○		○				○										
北海道	日高町	○							○										○						○														
北海道	平取町	○							○										○				○	○	○														
北海道	新冠町	○							○								○						○	○	○														
北海道	浦河町	○							○										○		○	○	○		○														
北海道	様似町	○							○										○									○											
北海道	えりも町	○							○									○					○																
北海道	新ひだか町	○							○										○		○											○	就学時健康診断の案内文書とともに配布							
北海道	音更町	○							○							○					○	○										○	就学時健診対象児童の保護者へ案内文書を郵送							
北海道	士幌町	○							○									○														○	就学時健康診断の際に教育委員会から案内を配付							
北海道	上士幌町	○							○							○					○	○										○	申請対象となる全家庭へ、案内文書を送付							
北海道	鹿追町	○							○									○			○			○														
北海道	新得町	○							○										○						○			○											
北海道	清水町	○							○										○			○	○																
北海道	芽室町	○							○									○			○	○	○		○														
北海道	中札内村	○							○											○	○	○	○	○	○		○												
北海道	更別村	○							○									○						○															
北海道	大樹町	○							○										○		○				○							○	就学時健康診断の結果通知とともに送付							
北海道	広尾町	○							○									○														○	各家庭に送付する就学時健康診断結果に申請案内を同封							
北海道	幕別町	○							○									○			○	○			○		○												
北海道	池田町	○							○										○			○	○																
北海道	豊頃町	○							○										○													○	就学時健康診断時に教育委員会で保護者へ書類を配布							
北海道	本別町	○							○										○			○	○																
北海道	足寄町	○							○										○				○																
北海道	陸別町	○							○										○				○		○														
北海道	浦幌町	○							○										○		○	○			○		○												
北海道	弟子屈町	○							○									○			○		○	○	○			○											
北海道	釧路町	○							○								○											○											
北海道	厚岸町	○							○								○				○	○	○		○		○												
北海道	浜中町	○							○									○			○	○	○	○	○	○													
北海道	標茶町	○							○									○														○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布							
北海道	鶴居村	○							○										○									○											
北海道	白糠町	○							○									○			○		○																

都道府県	市町村名	<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校> (5)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） (1) 当てはまるもの1つに○をしてください。							(2) (1)のキの内容
		ア. 入学前支給を行っ	イ. 入学前支給を行っ	ウ. 入学前支給を行っ	エ. そもそも新入学	オ. そもそも対象者	カ. その他（内容を		ア. 令和3年度	イ. 令和4年度	ウ. 令和5年度	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入	ア. 予算の確保が	イ. 規則改正など	ウ. 認定回数が増	エ. （入学前支給	オ. その他（内容		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を(2)に記入してください。）	
北海道	斜里町	○							○										○									○							
北海道	清里町	○							○											○										○					
北海道	小清水町	○							○											○								○							
北海道	訓子府町	○							○										○														○		
北海道	置戸町	○								○									○											○					
北海道	佐呂間町	○							○								○											○							
北海道	遠軽町	○							○								○													○					
北海道	湧別町	○							○											○										○					
北海道	滝上町	○							○											○													○		
北海道	興部町	○							○									○												○					
北海道	西興部村	○							○										○											○					
北海道	雄武町	○							○										○														○		
北海道	大空町	○							○										○											○					
北海道	豊浦町	○							○											○										○					
北海道	壮瞥町	○							○											○										○					
北海道	白老郡白老町	○							○										○										○						
北海道	厚真町	○							○											○								○							
北海道	洞爺湖町	○							○											○										○					
北海道	安平町	○							○											○										○					
北海道	むかわ町	○							○											○								○							
北海道	日高町	○							○											○														○	特に対応していない
北海道	平取町	○							○											○										○					
北海道	新冠町	○							○									○										○							
北海道	浦河町	○							○											○										○					
北海道	様似町	○							○											○										○					
北海道	えりも町	○							○										○									○							
北海道	新ひだか町	○							○											○								○							
北海道	音更町	○							○								○												○						
北海道	士幌町	○							○								○											○							
北海道	上士幌町	○							○								○												○						
北海道	鹿追町	○							○										○											○					
北海道	新得町	○							○											○										○					
北海道	清水町	○							○											○										○					
北海道	芽室町	○							○										○											○					
北海道	中札内村	○							○												○							○							
北海道	更別村	○							○										○											○					
北海道	大樹町	○							○											○								○							
北海道	広尾町	○							○										○										○						
北海道	幕別町	○							○										○										○						
北海道	池田町	○							○											○								○							
北海道	豊頃町	○							○											○										○					
北海道	本別町	○							○											○										○					
北海道	足寄町	○							○											○										○					
北海道	陸別町	○							○											○										○					
北海道	浦幌町	○							○											○										○					
北海道	弟子屈町	○							○										○											○					
北海道	釧路町	○							○									○												○					
北海道	厚岸町	○							○									○										○							
北海道	浜中町	○							○										○									○							
北海道	標茶町	○							○										○											○					教育委員会が行う調査及び民生委員の意見を基に、認定の可否を決定することとしている。
北海道	鶴居村	○							○											○										○					
北海道	白糠町	○							○										○									○							

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)で ソ, タ又はチに○をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)で ツに○をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)			4. (3)で ソ, タに○をした場合, 平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い, 見直し前と比べて, 生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれ	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(304万	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合, その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他((3)に内容を記載してくださ	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
北海道	斜里町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.47				○		○							15%未満
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						10%未満
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						15%未満
北海道	訓子府町															○					1.4				○		○							15%未満
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						20%未満
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5					○						平成26	4	10%未満
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				○		○							15%未満
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○					1.3				○				○					10%未満
北海道	滝上町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.2				○				○					10%未満
北海道	興部町															○					1.3			給与収入		○						平成25	8	20%未満
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○				1.2					○						平成25	6	10%未満
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.4				○		○							15%未満
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○								○		○				1.2				○			○						10%未満
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3		その他経済的理由で生活が困窮している		○		○							30%未満
北海道	壮瞥町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1					○						平成24	12	30%未満
北海道	白老郡白老町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3				○		○			○(公表値算定の際はア)	検討中			30%未満
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						25%未満
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.1				○		○							20%未満
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○			○						20%未満
北海道	むかわ町		○		○	○	○									○					1.3					○						平成28	4	30%未満
北海道	日高町																		○			1.2												10%未満
北海道	平取町																○				1.4					○						平成25	7	15%未満
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3					○						平成25	7	25%未満
北海道	浦河町	○	○	○	○		○			○	○				○	○					1.3				○				○					20%未満
北海道	様似町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			生活保護の基準と同額又は、基準額以下											15%未満
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
北海道	新ひだか町																○				1.3					○						平成25	4	20%未満
北海道	音更町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.5					○						平成25	4	30%未満
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.15													15%未満
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成24	4	20%未満
北海道	鹿追町	○	○				○				○					○					1.3				○				○					15%未満
北海道	新得町															○					1.3					○						平成30	10	15%未満
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○										○				1.3					○						平成25	8	15%未満
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成25	4	15%未満
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				○		○							10%未満
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						10%未満
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成25	4	15%未満
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.5					○						平成23	6	15%未満
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成25	8	15%未満
北海道	池田町																○				1.5					○						平成25	7	20%未満
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		長期療養、火災、交通事故等の不慮の災害により経済的に困っているもの 保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困っているもの			○						平成28	4	10%未満
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○			○				○	○					1.3					○						平成24	4	15%未満
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○						平成29	4	15%未満
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	4	15%未満
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成25	4	10%未満
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○				1.2				○		○			○(公表値算定の際はア)	見直し後の生活保護基準で否認定になっても、所得額基準を満たしてない為、準要保護として再認定している場合がある。			30%未満
北海道	釧路町	○	○	○			○	○	○			○	○	○		○					1.2				○		○							30%未満
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				1.2					○						平成25	7	30%未満
北海道	浜中町	○	○		○	○	○				○			○	○	○					1.3					○						平成25	3	20%未満
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.3					○						平成30	10	15%未満
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.2				○		○							20%未満
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○			1.2											平成25	8	25%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項
北海道	斜里町	○			○	13,900	13,141					○			○	51,060	51,060															○	○	20,870								学用品費：小1を除き通学用品費（年額2,270円）を学用品費に含めて給付 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：実績なし 生徒会費：実績なし
北海道	清里町	○	○	8,427								○			○	10,000	10,000															○	○	13,795								クラブ活動費、生徒会費、医療費、給食費実績なし。 オンライン学習通信費は令和4年4月1日より新設。令和4年度予算計上単価は14,000円
北海道	小清水町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	19,500								校外活動費(宿泊を伴わないもの)：実績なし、医療費：実績なし、学校給食費：実績なし
北海道	訓子府町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,662								体育実技用具費：一定額　訓子府小学校26,500円(スキー)、居武士小学校11,810円(スケート) 学校給食費：訓子府小学校6年生の額
北海道	置戸町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,903								体育実技用具費：1・4年生、通学用品費：2～6年生、修学旅行費：6年生、卒業アルバム代：6年生、医療費：実績なし クラブ活動費：実績なし、生徒会費：実績なし
北海道	佐呂間町	○			○	11,630	10,792					○			○	60,000	60,000															○	○	23,987								校外学習費、オンライン学習通信費、卒業アルバム代については、要綱には記載させていないが対応可能 校外活動費（宿泊なし）、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費実績なし
北海道	遠軽町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○			○	22,690	21,119					通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、生徒会費は、要項上補助することと定めているが実績なし。
北海道	湧別町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,130								学校給食費を免除としている。
北海道	滝上町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○	○	28,307								校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代、医療費実績なし。
北海道	興部町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	23,520								オンライン学習通信費・学校生活管理指導表作成費（アレルギー疾患用）・生徒会費・クラブ活動費実績なし 要綱に記載はないが、オンライン学習通信費は支給できることとしている。
北海道	西興部村	○			○	11,630	8,060					○						○	54,060													○			○	22,690	14,260				○	修学旅行費：R2年度実績を記入。 体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等：当該費目について実績なし。
北海道	雄武町	○			○	11,630	6,344					○						○	54,060													○			○	22,690	22,423					校外活動費(宿泊を伴わないもの)、生徒会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費、医療費：実績なし 卒業アルバム代については、要綱上記載がないが、支給できるようにしている。
北海道	大空町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,071								校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通信費、医療費実績なし 学校給食費は無償化している。
北海道	豊浦町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,772								「クラブ活動費」「生徒会費」実績なし
北海道	壮瞥町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,571								校外活動費(宿泊を伴わないもの)、実績なし
北海道	白老郡白老町	○			○	※	13,395			○	1年11,520円、 2～6年13,770円	○			○	50,600	50,600															○	○	21,589								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし
北海道	厚真町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,321								校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費、実績なし
北海道	洞爺湖町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	11,850								通学費、医療費については実績なし
北海道	安平町	○						○	11,630			○						○	51,790													○	○	24,509								校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、医療費は実績なし 令和4年度予算に計上した額から支給平均額を算出。
北海道	むかわ町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	27,110								体育実技用具費は実績なし
北海道	日高町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	15,158								・体育実技用具費は、日高地区はスキー購入費に対し上限額を設けて支給し、 門別地区はスケートを現物支給している。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は、実績なし。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、実績なし。
北海道	平取町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	28,620								○	○	13,600								体育実技用具費、生徒会費、卒業アルバム代等については実績なし
北海道	新冠町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	12,569								校外活動費については実績がありません。
北海道	浦河町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,000								
北海道	様似町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,325								オンライン学習通信費は実績なし
北海道	えりも町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,082								体育実技用具費及び医療費については実績なし
北海道	新ひだか町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,139								
北海道	音更町	○						○	11,630			○						○	54,010			○	○	29,360								○	○	22,702								校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費については、実績なし
北海道	士幌町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	23,182								校外活動費、クラブ活動費、医療費、学校給食費実績0 オンライン学習通信費実績0（実績がある場合、教育長が個別に定める額を援助するもの）
北海道	上士幌町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	23,199								
北海道	鹿追町	○						○	15,500		1年生13,230円	○						○	51,060													○	○	27,941								
北海道	新得町	○						○	15,500			○						○	54,060													○	○	25,173								
北海道	清水町	○						○	15,500			○						○	54,060													○	○	28,435								・クラブ活動費：実績なし　・生徒会費：実績なし　・医療費：実績なし
北海道	芽室町	○						○	11,630			○						○	56,020													○	○	27,000								通学用品費　1年生のみ1,600円、2～6年生3,870円
北海道	中札内村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	30,000								クラブ活動費実績なし
北海道	更別村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					医療費については、実績なし
北海道	大樹町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,000								体育実技用具費はスケート靴購入費として1・4年生を対象に支給している。 通学用品費は2～6年生を対象に、修学旅行費及び卒業アルバム代は6年生を対象に支給している。 校外活動費は宿泊の有無について特に取り決めはなく、併せて一定額1,600円を支給している。 医療費は実績なし。
北海道	広尾町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,526								生徒会費、医療費：支給実績なし 体育実技用具：スキーを実施している学校　26,500円　スケートを実施している学校　11,810円 修学旅行費、PTA会費、卒業アルバム代：R3実績より（R4金額未定）
北海道	幕別町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	25,879								医療費については、実績なし
北海道	池田町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,591								「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「生徒会費」、「医療費」は実績なし
北海道	豊頃町	○						○	11,630			○						○	0		実績なし											○	○	36,607								新入学児童生徒学用品費等、校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし
北海道	本別町	○						○	13,770			○						○	50,600													○	○	16,144								通学用品費については、学用品費に含めて援助 医療費については、実績なし
北海道	足寄町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	25,939								クラブ活動費、生徒会費、医療費実績なし
北海道	陸別町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,336								・オンライン学習通信費・医療費は実績なし。 ・学校給食費は、町で給食費を無償化しているため費用設定はなし。
北海道	浦幌町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	25,000								通学用品費は小学1年生支給なし。通学費・クラブ活動費・生徒会費・医療費は対象者がいないため、支給実績なし。
北海道	弟子屈町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○	○	24,727								クラブ活動費・生徒会費・オンライン学習通信費は令和3年度支給実績なし 各費目の支給平均額は「令和3年度年間支給金額÷認定者数」で算出
北海道	釧路町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	18,354								
北海道	厚岸町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,385								校外活動費及び医療費については対象費目がありますが、支給実績はありません。
北海道	浜中町	○						○	11,630			○						○	64,290													○			○	22,690	22,690					校外学習費（宿泊なし）及びクラブ活動費は実績なし
北海道	標茶町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	22,558								支給額0円のものについては、支給対象となる事由がなかったため。
北海道	鶴居村	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	17,500								校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの)・卒業アルバム代等・医療費は、対象費目であるが実績なし。 また、令和3年度より学校給食費を無償化したため、対象費目であるが実績なし。
北海道	白糠町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,275								校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、対象児童がいないため、実績なし。 クラブ活動費については、対象児童がいないため、実績なし。 学校給食費については、全児童生徒が無償のため、実績なし。

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項	7. その他 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
北海道	斜里町	○			○	25,000	23,744					○			○	60,000	60,000															○	○	39,292								学用品費：中1を除き通学用品費（年額2,270円）を学用品費に含めて給付 校外活動費：実績なし	
北海道	清里町	○	○	11,244								○	○	21,732																		○	○	54,592								生徒会費、医療費、給食費実績なし オンライン学習通信費は令和4年4月1日より新設。令和4年度予算計上単価は14,000円	
北海道	小清水町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,333								校外活動費(宿泊を伴うもの)：実績なし、医療費：実績なし、学校給食費：実績なし	
北海道	訓子府町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,359								学校給食費：1年生の額	
北海道	置戸町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,000								体育実技用具費：1年生、通学用品費：2・3年生、修学旅行費：3年生、卒業アルバム代：3年生、医療費：実績なし 学校給食費：1・2年生59,400円・3年生56,430	
北海道	佐呂間町	○			○	22,730	21,404					○			○	60,000	0															○	○	50,038								校外学習費、オンライン学習通信費、卒業アルバム代については、要綱には記載させていないが対応可能 校外活動費（宿泊なし）、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費実績なし	
北海道	遠軽町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	60,910					通学費は、要項上補助することと定めているが実績なし。	
北海道	湧別町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,758								学校給食費を免除としている。 また、生徒会費は学校間で差異あり。 400円の学校と1,200円（1年）・1,000円（2・3年）の学校あり。	
北海道	滝上町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	65,851								校外活動費、医療費実績なし	
北海道	興部町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	47,806								医療費・オンライン学習通信費・学校生活管理指導表作成費（アレルギー疾患用）実績なし 要綱に記載はないが、オンライン学習通信費は支給できることとしている。	
北海道	西興部村	○			○	22,730	9,310					○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費：当該費目について実績なし	
北海道	雄武町	○			○	22,730	12,981					○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					校外学習費、生徒会費、オンライン学習通信費、医療費：実績なし 卒業アルバム代については、要綱上記載がないが、支給できるようにしている。	
北海道	大空町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,137								体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費、医療費実績な し 学校給食費は無償化している。	
北海道	豊浦町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	67,368								「体育実技用具費」「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」実績なし	
北海道	壮瞥町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	70,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)、実績なし	
北海道	白老郡白老町	○			○	※	24,010			○	1年22,510円、2～3年24,760円	○			○	57,400	57,400															○	○	62,695								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし	
北海道	厚真町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	72,144								校外活動費（宿泊を伴わないもの）、医療費実績なし	
北海道	洞爺湖町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	55,169								通学費、オンライン学習通信費については実績なし	
北海道	安平町	○						○	22,730			○						○	57,730													○	○	60,750								医療費実績なし 令和4年度予算に計上した額から支給平均額を算出。	
北海道	むかわ町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	73,320								体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし	
北海道	日高町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	47,730								・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、実績なし。	
北海道	平取町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	92,297								○	○	48,607								体育実技用具費については実績なし	学校給食については、昨年８月より無償化を行っています。
北海道	新冠町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)については実績なし	
北海道	浦河町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	70,000									
北海道	様似町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	76,000								オンライン学習通信費は実績なし	
北海道	えりも町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,630								医療費については実績なし	
北海道	新ひだか町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	54,200								医療費及び卒業アルバム代等については、実績なし	
北海道	音更町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	80,370								○	○	58,101								校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし	
北海道	士幌町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	64,100								校外活動費、医療費、学校給食費実績0 オンライン学習通信費実績0（実績がある場合、教育長が個別に定める額を援助するもの）	
北海道	上士幌町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	23,199									
北海道	鹿追町	○						○	27,310		1年生は25,040円	○						○	60,000													○	○	56,122									
北海道	新得町	○						○	27,310			○						○	60,000													○	○	60,079									
北海道	清水町	○						○	27,310			○						○	60,000													○	○	53,812								・医療費：実績なし	
北海道	芽室町	○						○	22,730			○						○	69,260													○	○	70,000								通学用品費　1年生のみ2,310円、2～3年生　4,580円	
北海道	中札内村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	66,000									
北海道	更別村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	54,988					医療費については、実績なし	
北海道	大樹町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	58,104								通学用品費は2・3年生を対象に、修学旅行費及び卒業アルバム代は3年生を対象に支給している。 校外活動費は宿泊の有無について特に取り決めはなく、併せて一定額2,310円を支給している。 医療費は実績なし。	
北海道	広尾町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	55,857								医療費：支給実績なし 修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代：R3実績より（R4金額未定）	
北海道	幕別町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	56,536								医療費については、実績なし	
北海道	池田町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,599								「医療費」は実績なし	特になし
北海道	豊頃町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,570									
北海道	本別町	○						○	24,760			○						○	57,400													○	○	46,063								通学用品費については、学用品費に含めて援助 医療費については、実績なし	
北海道	足寄町	○						○	25,000			○						○	60,000													○	○	49,991								生徒会費、医療費実績なし	
北海道	陸別町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,930								・オンライン学習通信費・医療費は実績なし。 ・学校給食費は、町で給食費を無償化しているため費用設定はなし。	
北海道	浦幌町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	69,000								通学用品費は中学1年生支給なし。通学費・医療費は対象者がいないため支給実績なし。	
北海道	弟子屈町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	50,216								オンライン学習通信費は令和3年度支給実績なし 各費目の支給平均額は「令和3年度年間支給金額÷認定者数」で算出	
北海道	釧路町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	34,858									
北海道	厚岸町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,167								校外活動費（宿泊を伴なわないもの）及び医療費については対象費目がありますが、支給実績はありません。	
北海道	浜中町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					校外学習費（宿泊なし）は実績なし	
北海道	標茶町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	46,299								支給額0円のものについては、支給対象となる事由がなかったため。	
北海道	鶴居村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	54,000								校外活動費・医療費・卒業アルバム代等は、対象費目であるが実績なし。 また、令和3年度より学校給食費を無償化したため、対象費目であるが実績なし。	
北海道	白糠町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	46,855								学校給食費については、全児童生徒が無償のため、実績なし。	

		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや手易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
北海道	野付郡別海町		○		○	○	○	○							○					○	○							○				
北海道	標津郡中標津町	○	○	○		○		○							○						○							○				
北海道	標津町	○	○		○	○	○	○							○						○							○				
北海道	羅臼町教育委員会		○	○	○	○		○							○				○													○

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容			ア．予算の確保が困	イ．規則改正などの	ウ．認定回数が増え	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
北海道	野付郡別海町	○							○											○			○							○	就学時健診の際に各家庭に案内を配布							
北海道	標津郡中標津町	○							○											○			○	○																
北海道	標津町	○							○											○		○	○				○													
北海道	羅臼町教育委員会	○							○									○									○	○												

																																		3.　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																																		（1）　当てはまるもの１つに○をしてください。							
都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1）　実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）							ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	（2）（1）のキの内容
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学	オ．そもそも対象者	カ．その他（内容を		ア．令和3年度	イ．令和4年度	ウ．令和5年度	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．予算の確保が	イ．規則改正など	ウ．認定回数が増	エ．（入学前支給	オ．その他（内容															
北海道	野付郡別海町	○							○											○										○													
北海道	標津郡中標津町	○							○											○										○													
北海道	標津町	○							○											○										○													
北海道	羅臼町教育委員会	○							○									○																	○							

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ, タ又はチに○をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)			4. (3)でソ, タに○をした場合, 平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い, 見直し前と比べて, 生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
																									(1) 令和4年4月以降, 準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合, 令和4年4月以降, 生活保護基準見直しにより, 従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合, 生活保護基準見直しの影響に対して, 何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合, いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれ	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付状況の悪い者, 昼食, 被服等が思い者または学用品, 通学用品等に不自由して	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)で子と回答した場合, その他の基準の内容	(7) 補足事項	ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他(3)に内容を記載してくださ				令和3年度
北海道	野付郡別海町																	○				1.3				○							平成24	12	5%未満
北海道	標津郡中標津町															○				○		1.3		・世帯の一員の疾病等に係る医療費等の支払により困窮し, 世帯の収入が, 生活保護法第8条第1項の規定により算定された要保護者の需要額の1.5倍に満たない者 ・災害, その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者				○									
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				○		○							20%未満
北海道	羅臼町教育委員会	○					○									○						1.5					○						平成30	10	15%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		（1） 費目毎の援助額																																								（5）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
北海道	野付郡別海町	○						○	15,500	○		○						○	51,060													○	○	25,000								医療費、クラブ活動援助費、生徒会援助費については支給実績なし 通学用品費【2,270円】、校外活動費【1,600円】をまとめて、学用品費として支出している。（1学年のみ通学用品費なし）
北海道	標津郡中標津町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,045								医療費実績なし
北海道	標津町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	30,000								
北海道	羅臼町教育委員会	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	32,712								

都道府県	市町村名	（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									7. その他
		（1） 費目毎の援助額																																						（5）補足事項	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
北海道	野付郡別海町	○						○	27,310	○		○						○	60,000													○	○	58,615								医療費については支給実績なし 通学用品費【2,270円】、校外活動費【2,310円】をまとめて、学用品費として支出している。（1学年のみ通学用品費なし）	
北海道	標津郡中標津町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	36,456								医療費実績なし	
北海道	標津町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	63,195									
北海道	羅臼町教育委員会	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	64,880									